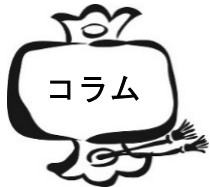




ハグインスター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所



コラム

P1

「適正在庫」の難しさ

先日ある機械メーカーの社長との会話の中で、部品や材料が不足している状況を耳にしました。特にボールネジという部品が不足しているようです。たとえ1本でも必要なネジが足りないと完成しませんので、メーカーにとっては死活問題です。現在受注している機械の分は、仕入先に依頼をして懸命に確保しているものの、これからの受注は、部材の調達によっては納期が長くなる可能性があるようです。

この話を聞いて、状況はもしかしたらオイルショック時のトイレットペーパーと同じなのかもしれないと思いました。ネジの生産量は全体として決して減ったりしていないのに、需要の増加以上に不安がさらなる不足を呼び、不足を見越して必要以上に買いためするため、不足の傾向により一層の拍車をかけているのではないのかなと。今後のためにと多目に抱えている在庫を吐き出してもらったなら、不足が解消し、価格も上がらないですまないかと思ってしまう。

近年の人手不足も同じ傾向があるのではないのでしょうか。好景気が続いている中で需要は増えているのかもしれませんが、働く人材の数は一気に減ったりはしてはいません。それなのに人がいないと騒がれています。お客様でも、ハローワークに掲載し、募集広告を続けて出しても応募すらない。地元の工業高校の卒業生も就職率ほぼ100%と聞きますが、安定感もあり条件の良い大手企業に先に押さえてしまわれると、中小企業まではなかなか回ってこないですね。

そう考えた時に、改めて思います。企業にとって「在庫」というのは、やはりなかなか難しいテーマなんですね。教科書的には資金が寝てしまうこともあり、少ないに越したことはないのに、皆さん在庫を減らすのに腐心されています。もちろん「適正在庫」というのがあって、各社最低限の在庫は常に保有しておられると思いますが、このような状況になりますと、その「適正」の基準を見直さざるをえないのかもしれない。

人材の場合の「適正在庫」ならぬ「適正人員」はどうでしょうか。余裕を持つとなると「在庫コスト」は部材と違ってさらに跳ね上がります。なにせ生き物ですから。「余剰人員」という言葉もよろしくないですが、出来るだけ余裕を持って人を抱えておきたいのは、どの企業様でも当たり前です。でも、そんな余裕がどれだけ持てますでしょうか。中小企業の経営者の皆様がご苦労されているのがよくわかる気がします。

東日本大震災の時、被災地に水がないから送ってほしいと言われてスーパーやコンビニに行くと、ペットボトルの水がありませんでした。普段はあれだけ並んでいたのに。水はいつでも買えるから、家にはそれほど置いとかななくても大丈夫という感覚がありましたが、それだけ身近なところに在庫を抱えてくれる便利な場所があったからです。人はそういうわけにはいきませんね。



「医療費のお知らせ」を確定申告に

P2

利用する際の注意点について

平成29年分の確定申告から、医療費控除を適用する際に従来の領収書に代えて「医療費のお知らせ」を利用することができるようになりました。

「医療費のお知らせ」は、各保険者から送付されてきますが、たとえば協会けんぽであれば、2月に事業主宛（任意継続被保険者は自宅）へ送付されています。基本的には“事業主宛”に送付されることになるため、各個人の手元に資料が届くにはさらに日がかかることになります。ちょうど本誌をお届けする少し前に届いているケースが多いのではないのでしょうか。

この「医療費のお知らせ」を利用して医療費控除を適用する場合には、様々な留意点があります。主なものは、国税庁の「医療費控除に関する手続きについて（Q&A）」をご確認いただくとよろしいかと思いますが、以下に主なものを取り上げてみました。

●「医療費のお知らせ」の6項目に記載があるか注意

「医療費のお知らせ」には ①被保険者の指名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者 ④療養を受けた医療機関名等の名称 ⑤被保険者が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称 が記載されているか確認ください。記載がない場合には補完記入することで利用することができます。ただしこの場合、本来「医療費のお知らせ」を利用したものに係る領収書は保存義務はありませんが、この補完記入したものに係る医療費については領収書を5年間保存する必要があります。

●「医療費のお知らせ」の期間に注意

協会けんぽに記載されている「医療費のお知らせ」は、10月分までのものです。11、12月分は記載されていないため、別途領収書からの医療費控除の適用となります。ここは保険者によって異なると思いますので、期間をよくご確認ください。

●「医療費のお知らせ」の金額に注意

「医療費のお知らせ」に記載しているのは1円単位、実際に支払っているのは10円単位（10円未満四捨五入）です。このようなときは、「医療費のお知らせ」に記載している金額でも、領収書の記載金額でもいずれを適用しても構いません。

●市町村により異なりますが、こども医療費の助成等により医療費を負担してくれる場合があります。この場合には「医療費のお知らせ」に記載されている金額は助成金を差し引く前の金額であり、実際に支払った助成金を差し引いた後の医療費と同一にはなりません。このような場合には「医療費のお知らせ」へ、『★（該当の医療費明細にマークする）の医療費は、××市のこども医療助成制度により窓口負担なし』のように、直接追記して調整することになります。また、高額療養費の払い戻しを受けている場合にも、実際の自己負担額が医療費のお知らせへ反映されませんので同様に調整することとなります。

※新たにハクシオンレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

□ 下記へ配信してください。
会社名

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛
TEL

FAX 079-288-0997
FAX



税務上の配偶者控除改正に伴う労務上の注意点

すでに本誌でもご案内したとおり、今年の1月より税務上の配偶者控除制度について、改正が行われています。主な変更点は以下の2点です。

- ・世帯主の年収要件が追加された。
- ・配偶者の年収要件が引き上げられた。

配偶者の合計所得 ()内は配偶者の収入が給与収入だけの場合の収入金額	納税者本人の合計所得金額 ()内は給与収入だけの場合の収入金額			
	900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	1,000万円超 (1,220万円超)
38万円以下 (103万円以下)	配偶者控除 38万円	配偶者控除 26万円	配偶者控除 13万円	なし ①
38万円超 85万円以下 (103万円超 150万円以下)	配偶者特別控除 38万円 ②	配偶者特別控除 26万円	配偶者特別控除 13万円	なし

一方、労務上の話になりますが、就業規則（給与規程）で「所得税法上の控除対象配偶者」を基準に配偶者手当（扶養手当）を支給されている事業所では、注意が必要です。

なぜなら、改正前は配偶者控除 38万円を受けられていた表内①の方や、改正後に配偶者特別控除 38万円を受けられることとなった②の方の場合は「所得税法上の控除対象配偶者」に該当せず、配偶者手当の支給は不要になるからです。「所得税法上の控除対象配偶者」とは、改正後は「納税者本人の合計所得金額 1,000万円以下」で、「配偶者の合計所得金額が 38万円以下」の場合（上図の二重枠内の方）となります。

たとえ従来通り支給していたとしても、労働者が有利なので法律上は問題ありませんが、規程と実状が一致していないことになり、運用上は問題があると思います。

また、時代の流れを考えると、配偶者手当そのものの廃止がすすんでいることもあります。その他の手当もそうですが、実状とあっていない場合、就業規則や賃金規程の見直しを検討されてはいかがでしょうか？

※ちなみに、健康保険（協会けんぽ）で配偶者を扶養にする場合、収入要件確認の書類が不要になるのも、上記「所得税法上の控除対象配偶者」ですので、お間違いのないようご注意ください。

（記事担当：社会保険労務士 小山）

※今後ハクシオンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない
会社名

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛
TEL

FAX 079-288-0997
FAX